

## 第4次男女共同参画のまちづくりプラン外部評価の実施方針(案)

### (1) 目的

男女共同参画の推進は、市政のあらゆる領域にわたり、全庁的な取組を必要とすることから、各課における内部評価に加え、評価に客観性、公平性、多面性を持たせるため、重点事項を対象に外部評価を行います。

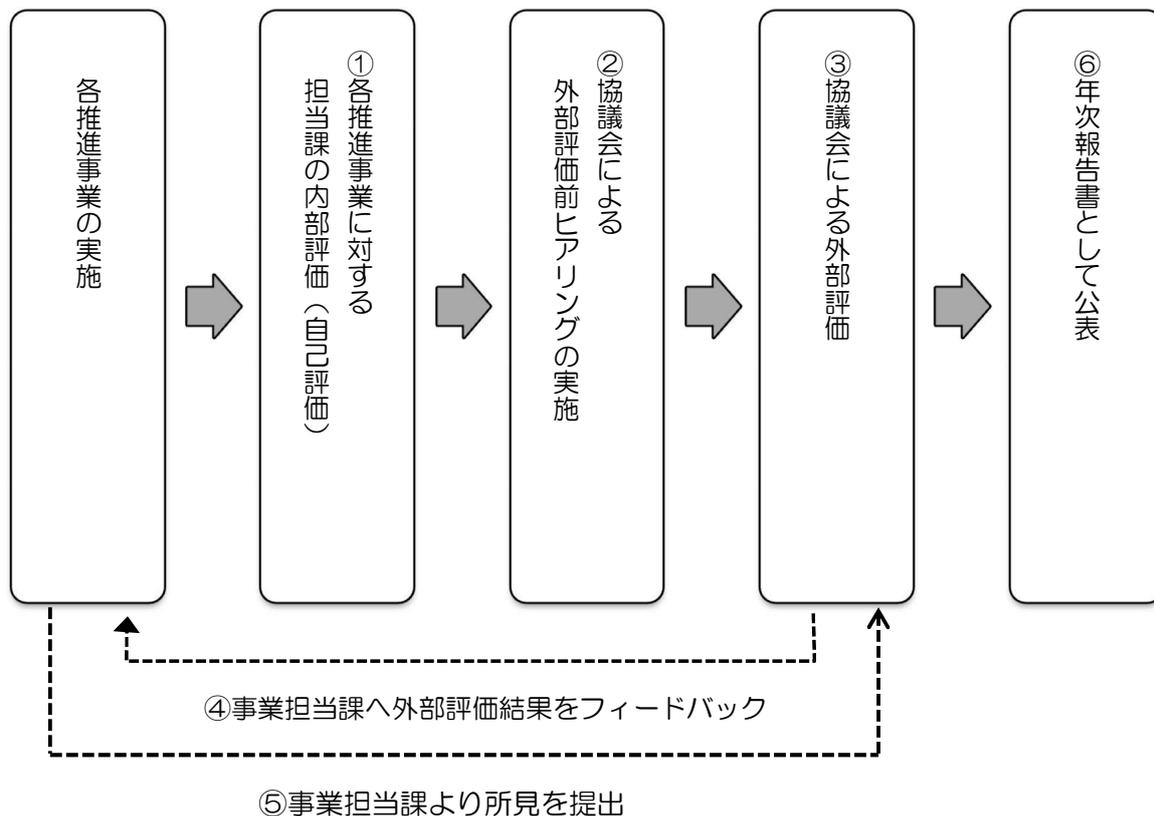
### (2) 実施機関

さいたま市男女共同参画推進協議会

### (3) 進行管理・公表の流れ

- ①各推進事業について、担当課が進捗状況に対する内部評価（自己評価）を行います。
- ②協議会は、各事業への認識を深めるとともに適切に外部評価を行うため、事業担当課に対しヒアリングを実施します。
- ③協議会は、事業担当課の自己評価やヒアリング結果に基づき、評価を行います。
- ④外部評価結果を集計し、次年度以降の各推進事業の実施に反映させるよう、担当課へフィードバックします。
- ⑤結果を受けた担当課は、これを踏まえた所見を協議会へ提出します。
- ⑥評価結果を年次報告書へ掲載し、公表します。

第4次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン外部評価  
進行管理・公表の流れ



#### (4) 外部評価の年度計画

第4次プランは、187の推進事業で構成されていますが、外部評価は、重点項目5項目に位置づけられた事業を対象に事業所管ごとに5年間で計画的に実施します。

実施年度	対象項目	事業所管
令和2年度 (2020年)	<b>重点事項3 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実 / 介護者支援策の充実</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害支援課</li> <li>・いきいき長寿推進課</li> <li>・介護保険課</li> <li>・高齢福祉課</li> </ul> <p style="text-align: right;">【4所管】</p>
令和3年度 (2021年)	<b>重点事項3 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護者支援策の充実 / 子育て支援策の充実・子育て支援策の充実・子育て情報の提供と学習機会の充実</b> <b>重点事項5 困難を抱えた親子等が安心して暮らせる環境の整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療課</li> <li>・子育て支援政策課</li> <li>・青少年育成課</li> <li>・幼児政策課</li> <li>・のびのび安心子育て課</li> <li>・保育課</li> <li>・地域保健支援課</li> </ul> <p style="text-align: right;">【7所管】</p>
令和4年度 (2022年)	<b>重点事項1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導1課</li> <li>・人権教育推進室</li> <li>・生涯学習振興課</li> <li>・生涯学習総合センター</li> </ul> <p style="text-align: right;">【4所管】</p>
令和5年度 (2023年)	<b>重点事項2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大</b> <b>重点事項4 女性の経済的自立に向けた取組の推進</b> <b>重点事項5 困難を抱えた親子等が安心して暮らせる環境の整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務課</li> <li>・人事課</li> <li>・教職員人事課</li> <li>・消防職員課</li> <li>・水道総務課</li> <li>・人権政策・男女共同参画課</li> <li>・労働政策課</li> </ul> <p style="text-align: right;">【7所管】</p>
令和6年度 (2024年)	<b>重点事項4 女性の経済的自立に向けた取組の推進</b> <b>重点事項5 困難を抱えた親子等が安心して暮らせる環境の整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済政策課</li> <li>・農業政策課</li> <li>・年金医療課</li> <li>・総合教育相談室</li> <li>・資料サービス課</li> </ul> <p style="text-align: right;">【5所管】</p>

#### (5) 外部評価の方法

協議会委員から、事業担当課が行った年度ごとの実施状況・実績、自己評価内容について、男女共同参画の視点を踏まえ事業が実施されているか、適切に自己評価が行われているか、男女共同参画の課題が的確に把握され、課題解決に向けた方針の検討がなされているか等の観点から、評価していただきます。